

測量業務共通仕様書\_\_\_\_\_

測量業務共通仕様書\_\_\_\_\_

目次

第1章 総 則

第27条 受注者の賠償責任等

第40条 新技術の活用について

第1章 総 則

第1条 適用

3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

27 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

（ 削 除 ）

測量業務共通仕様書（案）

測量業務共通仕様書（案）

目次

第1章 総 則

第27条 受注者の賠償責任

第1章 総 則

第1条 適用

3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2条 用語の定義

27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名、署名又は捺印したものを有効とする。

（1）緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。電子メールにより行う場合は、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

（2）電子納品を行う場合は、「電子納品要領」によるものとする。

36 「連絡」とは、監督員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

37 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。なお、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領（以下、「電子納品要領」という。）」によるものとする。

38 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、受注者は本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについて、別途紙に出力して提出しなくてもよい。

### 第3条 受発注者の責務

1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

3 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

### 第6条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内

36 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書に該当の無い事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。

37 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。

### 第3条 受発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

### 第6条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内

容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、国土地理院が定めるマニュアルによるものとする。

#### 第11条 提出書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。なお、情報共有システムを利用する場合は、システムで出力される様式を使用することができる。

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設工事に関する調査、測量及び設計業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックし、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。

#### 第11条 提出書類

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が500万円を超える競争入札により調達される建設工事に関する調査、測量及び設計業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

例：【低】〇〇〇〇業務

（ 削 除 ）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で登録機関に登録申請しなければならない。

なお、監督員の確認においては、「コリンズ・テクリス登録内容確認システム」の使用を原則とし、受発注者双方の事務手続きの簡素化・迅速化に取り組むものとする。

第12条 打合せ等

5 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<sup>1</sup>、「ウィークリースタンス」※<sup>2</sup>に努める。

※<sup>1</sup> ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。

※<sup>2</sup> ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組みの総称をいう。

例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けたうえで登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

第12条 打合せ等

5 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。

## 第 13 条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（ 削 除 ）

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（1）業務概要

（2）実施方針

（ 削 除 ）

（3）業務組織計画

（4）打合せ計画

（5）成果物の内容、部数

（6）使用する主な図書及び基準

（7）連絡体制（緊急時含む）

（8）使用する主な機器

（9）安全管理

（10）その他

なお、当初の委託料が 300 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書を簡易版とすることができる。簡易版は上記事項のうち、（1）、（2）、（4）、（5）を省略できるものとする。

（10）その他には、第 32 条個人情報の取扱い、第 33 条安全等の確保及び第 37 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

## 第 13 条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、当初の委託料が 50 万円未満の業務については、監督員が指示する場合を除き、業務計画書の作成を省略することができる。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（1）業務概要

（2）実施方針

（3）業務工程

（4）業務組織計画

（5）打合せ計画

（6）成果物の内容、部数

（7）使用する主な図書及び基準

（8）連絡体制（緊急時含む）

（9）使用する主な機器

（10）安全管理

（11）その他

（2）実施方針又は（11）その他には、第 32 条個人情報の取扱い、第 33 条安全等の確保及び第 37 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

## 第17条 土地への立入り等

2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、**垣**、**柵**等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、**業務履行期間中**に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第20条 検査

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。**ただし、発注者が検査時に受注者の立会の必要性がないと判断する業務については、管理技術者の立会を省略できるものとする。**

## 第27条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償**又は履行の追完**を行わなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 契約書第41条に規定する契約不適合**責任として請求された**場合

## 第33条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各

## 第17条 土地への立入り等

2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

## 第20条 検査

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

## 第27条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 契約書第41条に規定する契約不適合である場合

## 第33条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各

号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和 7 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

５ 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

#### 第 35 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、設計図書の定めるところにより、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第 39 条 保険加入の義務

１ 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２ 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

#### 第 40 条 新技術の活用について

１ 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告するものとする。なお、活用の有無については協議の上、決定するものとする。

号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成 21 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

５ 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

#### 第 35 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 第 39 条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 測量業務共通仕様書

改 定

現 行

測量業務共通仕様書

2 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、新技術の内容、対象数量、活用理由等について、業務計画書に記載しなければならない。